

(2) 譲与税の推移

年 度	S29	S30	S31	S32	S35	S36	S39
地方道路譲与税 (揮発油譲与税)	<p>揮発油譲与税 (29年度限り) 揮発油税収入額の3分の1 79億円のうち48億円を道路整備5か年計画の都道府県道の面積で、31億円を国道及び5か年計画以外の都道府県道の面積であん分して5月、8月、11月に都道府県及び指定市に対して譲与する。</p>	<p>30年8月1日施行 地方道路税創設 税率 揮発油1klにつき2,000円</p> <p>地方道路譲与税創設 地方道路税収入額(7月31日以前については、揮発油税13,000円の13分の4を地方道路税とみなす)を地方道路譲与税として、国道及び都道府県道(幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く)の面積(幅員による種別、自動車一台当たりの道路の延長等により補正)にあん分して8月、12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。</p>		<p>32年4月6日施行 税率 3,500円</p>	<p>* あん分 は、収入額の2分の1を道路の延長で、他の2分の1を面積ですることとされた。</p>	<p>36年4月1日施行 税率 4,000円</p>	<p>39年4月1日施行 税率 4,400円</p>
入場譲与税	<p>入場税の国税移管(29年5月18日)に伴い創設 入場税収入額の10分の9相当額を都道府県の人口にあん分して7月、10月、1月、3月に都道府県に対して譲与する。</p>		<p>* 譲与税 の総額は入場税収入額の全額とされた。</p>				<p>36年度限りで廃止</p>

年 度	S40	S44	S49	S51	S54	S58	S59	S60	S63
		<p>地方道路税 税率 揮発油1kℓにつき 4,400円</p> <p>地方道路譲与税 * 地方道路税収入額の2分の1を道路（石油ガス譲与税における道路と同じ）の延長で、他の2分の1を面積であん分して8月、1月3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。 * 延長は人口で、面積は道路の種別と人口で補正した数値とする。</p>	<p>* 租税特別措置法により、 49年4月1日から 51年6月30日まで 5,300円</p>	<p>51年7月1日から 53年3月31日まで 6,600円</p> <p>* 都道府県及び指定市に対する譲与額は5分の4とされた。 * 他の5分の1は市町村に対して譲与することとされた。</p>	<p>54年6月1日から 58年3月31日まで 8,200円</p> <p>* 都道府県及び指定市に対する譲与額は100分の64、指定市を除く市町村に対しては100分の36をそれぞれ譲与することとされた。</p>	<p>58年4月1日から 60年3月31日まで 8,200円</p>	<p>* 譲与時期を6月、11月、3月に改正</p>	<p>60年4月1日から 63年3月31日まで 8,200円</p>	<p>63年4月1日から 平成5年3月31日まで 8,200円</p>
		<p>41年2月1日施行 石油ガス税創設 税率 石油ガス1k gにつき 17円50銭 (ただし、41年12月31日までは5円、41年1月1日から44年12月31日までは10円とする) 石油ガス譲与税創設 石油ガス税収入額の2分の1相当額の2分の1を一般国道及び都道府県道（幅員2.5m未満のもの、有料道路を除く）の延長で、他の2分の1を面積であん分して8月12月、3月に都道府県及び指定市に対して譲与する。</p>					<p>* 譲与時期を6月、11月、3月に改正</p>		
		<p>航空機燃料税 航空機燃料1kℓにつき26,000円</p> <p>航空機燃料譲与税 * 従来まで交付対象が市町村だったものが、 となった。</p>			<p>54年4月1日から 交付割合 空港関係都道府県 5分の1 空港関係市町村 5分の4 都道府県にも交付されること</p>		<p>* 譲与時期を9月と3月に改正</p>		

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
地方道路譲与税			都道府県及び指定市に対しては、100分の58、指定市を除く市町村に対しては100分の42をそれぞれ譲与されることとなった。			
石油ガス譲与税						
航空機燃料譲与税						
所得譲与税				平成16年4月1日施行 所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（16年度にあつては4,249億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額（17年度にあつては1兆1,159億円）の各2分の1ずつを県及び市町村に対し、各々の人口で按分して9月、3月に譲与する。	所得税から個人住民税への税源移譲の実施に伴い廃止された。（平成19年4月1日施行）

← 続 き

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
(地方揮発油譲与税) 地方道路譲与税			地方道路譲与税の名称を 地方揮発油譲与税に改め、 使途制限を廃止する。				
石油 ガス 譲与税			使途制限を廃止する。				
航空 機 燃料 譲与税					平成23年度から平成 25年度の間、譲与割合 を9分の2に引き上げる (通常は13分の2)。		
所得 譲与税							
地 方 法 人 特 別 譲 与 税		地 方 法 人 特 別 譲 与 税 創 設 平 成 20 年 10 月 1 日 施 行 各 都 道 府 県 に 対 し、 地 方 法 人 特 別 譲 与 税 基 本 額 の 2 分 の 1 に 相 当 す る 額 を 各 都 道 府 県 の 人 口 に よ り、 残 り の 2 分 の 1 に 相 当 す る 額 を 各 都 道 府 県 の 従 業 者 数 に よ り 按 分 し た 額 の 合 算 額 を 5 月、 8 月、 11 月、 2 月 に 譲 与 (平 成 21 年 度 か ら 譲 与) す る。					